（前のページより続き）

○租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第五項に規定する国税庁長官が定める方法及び租税特別措置法施行規則第三十七条の四の二第四項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（**同**九）　四七

○消費税法施行令第十八条第八項に規定する国税庁長官が定める方法及び消費税法施行規則第六条の二第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（**同**一〇）　四八

○消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件の一部を改正する件（**同**一一）　四九

○租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準等の一部を改正する告示（**厚生労働**一三一）　四九

○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（**同**一三二）　四九

○生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図るための体制の整備等に関する指針（**同**一三三）　四九

○生活困窮者自立支援法施行令第一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の一部を改正する告示（**同**一三四）　四九

○租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件（**同**一三五）　四九

○令和六年厚生労働省・農林水産省告示第二号（法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準）の一部を改正する件（**厚生労働・農林水産**一）　四九

○畜産経営の安定に関する法律第二十一条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（**農林水産**五〇七）　四九

○産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準を廃止する告示（**経済産業**四四）　四九

○生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（**同**四五）　四九

○生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（**同**四六）　四九

○租税特別措置法施行規則第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続の一部を改正する告示（**同**四七）　四九

○中小企業等経営強化法施行規則第十一条第二項第三号ロに規定する投資に関する契約の契約書の記載事項の一部を改正する告示（**同**四八）　四九

○租税特別措置法施行令第三十九条の三十四の三第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示（**同**四九）　五〇

○消費税法施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法を廃止する告示（**経済産業・国土交通**三）　五〇

○環境への負荷の低減に資する装置、機器及び構造を指定する告示の一部を改正する告示（**国土交通**二五九）　五〇

○令和三年国土交通省告示第三百二十六号の一部を改正する件（**同**二六〇）　五〇

○平成二十五年国土交通省告示第三百三十九号の一部を改正する件（**同**二六一）　五〇

○令和二年国土交通省告示第八百五十号の一部を改正する件（**同**二六二）　五〇

○令和三年国土交通省告示第三百十七号の一部を改正する件（**同**二六三）　五〇

○令和四年国土交通省告示第四百二十一号の一部を改正する件（**同**二六四）　五〇

〔国会事項〕　五一三